

税金は期限内に納めましょう！

もう一度、納め忘れないかお確かめください！

皆さんから納めていただく町税は、福祉・医療・教育・ごみ処理などの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

滋賀県と県内市町においては、地方税の納付促進および納税秩序の維持・向上を目的として、公平かつ公正な税務行政を確立するため、12月を「ストップ滞納!!強化月間」と位置づけ、県と市町の連携を一層強化し、全税務職員をあげて県内一斉の滞納整理の強化に取り組むこととしています。

○町税の納付方法は次のとおりです

町税は、役場や指定金融機関（滋賀銀行・関西みらい銀行・湖東信用金庫・グリーン近江農協・ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストアの窓口のほか、スマートフォン決済アプリ「PayB」「PayPay」「LINE Pay」でも納付いただけます。詳しくは、町のホームページをご覧ください。

○税金を滞納すると

どうなるのでしょうか…

① 町税には納付期限が定められています。期限後20日を過ぎても納付がない場合は、督促状（1件200円の手数料を加算）が発行され、延滞金（年率14・6％以内）も課されることとなります。

② 未納のまま放置されますと、金融機関・勤務先・各種保険会社・自宅搜索などの調査を行います。

③ 調査により判明した財産（預貯金・給与・不動産・自動車など）を差し押さえます。

④ 差し押さえた財産は、公売などにより換価（換金）し、換価により得た代金は滞納町税に充当します。

なお、令和3年度においては、179件・11,350,745円の差し押さえ（預貯金・給与など）を行い、3,354,046円を換価しました。

○どうしても期限内に納められない場合は…

病気や失業・事業の業績不振などの

やむを得ない理由がある方や、生活困窮・多重債務などにより一時的に町税を各期限内に納付することが困難な方については、一人で悩んだり、放置したりせずに、早めに税務課で納付のご相談をお願いします。

ただし、納付相談の際に虚偽の申し出をされた場合や、納付計画を守らず分納不履行になった場合などは、滞納処分により強制徴収の対象となります。

○納税者間の公平性確保と滞納額の縮減に努めています

町では、税の公平性と安定的な財源の確保のため、収納率の向上と滞納額の縮減に向けた取り組みを行っています。また、滋賀県と県内市町においては「滋賀県地方税務協議会」を設置し、県と市町が相互に連携・協働して滞納整理に関する事業に取り組んでいます。さらに、滋賀県中部県税事務所、近江八幡市、竜王町および日野町においては、滞納処分における協力および職員相互派遣を実施しています。

たばこは町内で購入しましょう

日野町では、令和3年度に約2,075万本のたばこが販売され、約1億3,000万円の町たばこ税が納められました。

このたばこ税については、町の貴重な財源の1つとして、安全・安心な町づくりや住民サービスの向上のため、さまざまな施策に活用させていただいております。

また、町たばこ税は、たばこを購入する小売店や自動販売機が設置されている市町村の収入となることから、たばこを購入される際は、町内にある小売店や自動販売機をご利用いただきますようご協力をお願いします。



◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎ 0748-52-6570

◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎ 0748-52-6570



みんなのとしょかん



本の紹介

『シャーロック・ホームズの建築』

北原尚彦／文 村山隆司／絵・図
エクスナレッジ

小説を読んでいて、舞台の建物はどんな姿なのだろうと気になったことはありませんか？この本では、シャーロック・ホームズシリーズに登場する建物の姿と間取りを考察しています。より豊かなイメージとともに小説を読めるかもしれません。



12月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

●…休館日 ○…えいが会 ◇…託児サービス
■…おはなし会 □…おひざでっこのおはなし会

日野町立図書館

☎0748-53-1644 FAX 0748-53-3068

図書館の本は、お近くの公民館でも返却していただけます

行事予定

「おはなし会」

12月3日(土)、10日(土)、
24日(土)
10:30～(15分程度)

「託児サービス」

12月14日(水)、21日(水)
10:00～12:00
対象:0歳から3歳

「おひざでっこのおはなし会」

12月17日(土)
11:15～(20分程度)
3歳くらいまでの親子を対象に絵本や手遊び、わらべうたなどをしています。

「えいが会」

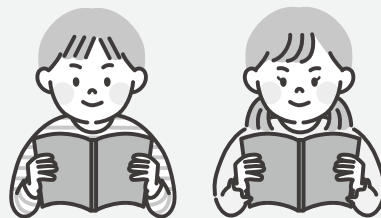
12月18日(日)14:00～
『地蔵とリビドー』
2018年/日本 (68分)

※行事・サービスは中止する場合があります。

図書館からのお知らせ

○年末年始の休館

休館期間: 12月29日(木)～1月4日(水)



青雲之志

～町長コラム～

日野町長 堀江 和博

会津から 学ぶこと

日野町は蒲生氏郷公の生誕の地です。近江日野の後に城主となった土地にちなんで、三重県松阪市と福島県会津若松市と共同で、平成14年に「蒲生氏郷公ゆかりネットワーク共同宣言」を発表し、今日まで3市町での交流が続いています。

近年はコロナ禍で交流が難しい状況でしたが、今年9月には会津若松市の会津まつりに、11月には松阪市の氏郷まつりにそれぞれお招きいただきました。特に会津まつりにおいては氏郷公役として藩公行列に参加させていただぎました。今日の郷土があるのは先人のおかげとして、先人を顕彰する姿勢に大変学ぶところがありました。

さて、会津若松市は江戸時代・幕末においても大河ドラマになるほどの歴史を持つまちです。

が、印象に残っているのが子どもたちへの「教え」です。江戸時代には、白虎隊も学んだ日新館という藩校があり、そこでは「ならぬものはならぬ」という「心得」が示されていました。そして現在の会津若松市ではそれを参考に「あいづっこ宣言」という指針を示しています。

あいづっこ宣言「一・人をいたわります」「二・ありがと、ごめんなさいを言います」「三・がまんをします」「四・卑怯なふるまいをしません」「五・会津を誇り、年上を敬います」「六・夢に向かってがんばります」「七・やっではならぬ、やらねばならぬ、ならぬことはならぬものです」

価値観や考え方が多様化している現代において、会津の教えのような「ならぬことはならぬ」という姿勢は、子どものみならず我々大人こそが、一本筋の通った考えを堅持することの大切さを教えてくれているように思います。11月12日(土)には会津若松市の皆さんが日野町にお越しになりました。記念植樹をしてくださいました。氏郷公のご縁によって、こういった交流ができますことに心から感謝したいと思います。